

株式会社 Aiming

定 款

2011 年 5 月 12 日定款作成日

2011 年 6 月 6 日改訂

2011 年 8 月 1 日改訂

2012 年 3 月 27 日改訂

2013 年 3 月 28 日改訂

2013 年 9 月 2 日改訂

2014 年 3 月 28 日改訂

2014 年 10 月 24 日改訂

2014 年 11 月 28 日改訂

2022 年 3 月 30 日改訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 Aiming と称し、英文では Aiming Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット、携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ（文字・音声・画像・動画コンピュータソフトウェア等）の企画、開発、制作、販売、配信及び輸出入業務
2. 携帯電話、家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム機及び携帯情報端末機器向けソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、配信及び輸出入業務
3. 音楽、映像ソフトウェア及び原盤の企画、制作及び販売並びに映画、テレビ等の映像制作及び販売業務
4. 業務用娯楽機器の企画、開発、制作、販売及び輸出入業務並びに業務用娯楽機器の設置及び遊技場の経営
5. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの）の企画及び開発業務
6. 知的所有権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権等）の取得、利用開発、譲渡、使用許諾、販売、管理業務
7. 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
8. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
9. インターネットのホームページの企画及び制作業務
10. インターネットの代金決済システムの導入及び代行業務
11. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
12. イベントの企画・運營業務
13. 出版物の企画、制作及び販売
14. 電気通信事業
15. 有価証券の運用、投資、売買、保有
16. 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及び利用
17. 労働者派遣事業
18. 古物販売業
19. 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
20. 投資業ならびに投資顧問業
21. 前各号に関するコンサルティング業務
22. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社は、取締役 7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役に対する報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 29 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 30 条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当社は、監査役 4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 当社は、監査役会の決議により監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 40 条 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日、3月31日、6月30日、9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当金が、支払いの提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2. 前項の配当金には利息をつけない。